様式第２号（第５条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　 　　　　　　　　　　　様

　　　　　　職氏名　　 印

　　　　年度がんばる地域プラン事業費補助金交付決定通知書

　　年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったがんばる地域プラン事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

本補助事業の対象事業は、「プラン支援事業」とし、その内容は・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が　変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　　　（１）算　定　基　準　額　　　金　　　　　　　　　　円

　　　（２）交　付　決　定　額　　　金　　　　　　　　　　円

３　経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・　・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、がんばる地域プラン事業費補助　金交付要綱（平成２４年３月２９日付第２０１１００２００４６９号鳥取県農林水産部長通　知。以下「要綱」という。）第３条第２項及び第５条第３項の規定を適用して算定した額と、　前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額　により行う。

５　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

　　　なお、事業を行うに当たって、事業実施主体が自己資金の全部又は一部を、国又

　　は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供するこ

　　ととしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようと

　　する金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第５条の申請書に記載してある場

　　合は、県の承認を受けたものとする。